

平成27年度亀岡市奨学金の申請について

対象 次の①～⑤全てを満たしている人

- ①高校、高専、短大、大学に修学していること(大学院・専門学校は対象外)
- ②申請者の保護者が亀岡市に住所を有していること
- ③申請者の生年月日は別に定めるとおりであること(年齢制限あり)
- ④次のいずれかの公的奨学制度を受けていること
高校生給付型奨学金(京都府)、高等学校等修学資金(京都府)、母子寡婦福祉資金貸付金(京都府)、定時制課程及び通信制課程修学奨励金(京都府)、生活福祉資金貸付金〔教育支援資金〕(京都府社会福祉協議会)、奨学のための給付金〔高校生等奨学給付金〕(京都府)(独)日本学生支援機構奨学金(第1種、第2種)
- ⑤世帯全員の所得が別に定める基準額以内であること

申請期限 1次申請：6月～7月、2次申請：9月～10月

申請先 **問** 申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて市役所4階学校教育課
TEL25-5053、FAX23-3100

その他 申請書は学校教育課の窓口で配布しています。
(学校教育課)

母子家庭奨学金等の支給申請を

母子家庭奨学金等受給の手続きは毎年必要です。

対象 母子家庭で、高校生以下の児童を養育している人(夫が重度障害者の場合は所得により受給可)

申請期限 5月29日(金)

申請先 市役所1階子育て支援課子育て支援係(17番窓口)

その他 申請書の証明欄には、母子福祉推進員または民生委員・児童委員の押印が必要です。高校生は在学証明書も必要です。1、2年生については京都府奨学のための給付金との併給調整を行います。申請期限以降に申請したときや年度途中で母子家庭になったときは、申請があった日の翌月からの支給になります。

《夜間・休日署名押印開設日》
と き

- 4月26日(日)午後1時～4時
 - 5月10日(日)午後1時～3時
 - 5月23日(土)午後6時～8時
- ところ** 南丹広域振興局亀岡総合庁舎(荒塚町)

内容 母子福祉推進員が母子家庭奨学金等支給申請書の証明欄に署名押印します。

※母子・父子自立支援員による相談も実施します。

問 南丹保健所福祉室(南丹市)
TEL0771-62-0361
市役所1階子育て支援課
TEL25-5027、FAX24-3070
(子育て支援課)

ひとり親家庭自立支援給付金事業について

市内在住のひとり親家庭の親が就職に有利な技能や資格を取得する場合に、給付金を支給する事業です。

《自立支援教育訓練給付金》

対象 厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する人

支給額 受講費用の20%(4,000円以上100,000円を上限)

その他 受講開始前に申請が必要です。

《高等職業訓練促進給付金等》

対象 看護師、保育士、介護福祉士などの資格取得のため、養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する人

支給額

○促進給付金

非課税世帯：月額100,000円、課税世帯：月額70,500円

○修了支援給付金(修了時のみ)

非課税世帯：50,000円、課税世帯25,000円

その他 修業を開始した日以降すぐに申請してください。

＜共通＞

給付金の支給には要件・審査があり、審査の結果、支給できない場合もあります。

問 市役所1階子育て支援課子育て支援係(17番窓口)
TEL25-5027、FAX24-3070
(子育て支援課)

老人医療助成制度

老人医療助成制度は、医療機関などにかかれた場合の医療費の一部を助成するものです。条件を満たす人は、申請してください。

対象 市内在住の満65歳から69歳までの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人。
※後期高齢者医療制度・他の福祉医療制度などを受けている人は除きます。

○平成25年分所得税非課税世帯の人

○一人暮らしの人(所得制限あり)

○満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人(所得制限あり)

持ち物 健康保険証、印鑑

※転入された人については、平成26年度(平成25年分)の所得証明などが必要となる場合があります。

申請先 **問** 市役所1階保険医療課高齢者医療係(6番窓口)

TEL25-5026、FAX25-5021
(保険医療課)

